

農機具損害共済の免責基準

番号	項目区分	免責対象項目及び事項	免責割合(%)
①	事故発生通知遅延	○事故発生通知時において既に損害箇所が復旧されていること及び事故発生通知が遅れたことにより損害評価(損害箇所の確認)が不可能となった場合	100
		○事故発生通知時において既に損害箇所が復旧されている場合 (損害箇所の確認が可能で事故発生後1週間以上通知が遅延した場合から適用)	10
		○事故発生後3ヶ月以上通知が遅延した場合	50
		○事故発生後6ヶ月以上通知が遅延した場合	100
		○事故発生後1年以上通知が遅延した場合	100
②	事故回数	○事故発生日から過去1年内で同一機種(登録番号)で2回目の事故	20
		○事故発生日から過去1年内で同一機種(登録番号)で3回目の事故	30
		○事故発生日から過去1年内で同一機種(登録番号)で4回目の事故	40
③	操作不適切による 転覆・墜落・衝突・接触 異物の巻き込み等	○圃場以外でコンバインのオーガー、ブームスプレーヤのアーム等の未収納による事故	30
		○積載物制限違反により生じた事故	
		○農機具の積み下ろし中に生じた事故	
		○アタッチメントの着脱中に生じた事故	
		○運転席を離れている間の機械の移動による事故	
		○機械内に工具や鎌等を置き忘れたことによる事故	
		○エンジンの始動時のギヤーのはずし忘れ等による事故	
		○欠陥、摩耗、腐食、錆、その他の自然消耗によって生じた事故	
		○公道上での徐行場所での徐行違反等によって生じた事故	
		○公道上での合図不履行により生じた事故	30
		○公道上での法令違反等により生じた事故	100
		○クローラのみが生じた事故	100
		○ロータリーの耕耘爪のみが生じた事故	100
④	その他安全操作・ 設備点検不良に 起因する事故	○不適切及び無理な操作により生じた事故	30
		○盗難による盗取またはき損について、所定の格納場所以外で発生した事故	
		○適切な管理及び損害防止を怠った事により生じた事故	
		○稼働中及び移動中以外で、外部からの衝突、接触等で過失責任のある事故	20
		○その他の稼働中及び移動中の事故	
		燃料系統	30
		潤滑系統	100
		冷却系統	
		呼気系統	30
		伝導系統	
		走行系統	40
		作業装置	30
		油圧関係	40
		その他	
		○損害部分の摩耗、腐食、錆、その他自然消耗で被害が拡大した事故	

(注) 1. 同基準は、現地評価において加入者(使用者)から事故状況の聴取に併せて免責適用を判断する。
2. ①・②・③及び④の免責割合が同じに適用される場合は、各々の免責割合の合計を適用することができる。
3. 免責額(自己負担)は損害額×免責割合となります。
4. ②については、③・④に該当する事故について適用します。
5. ①～④については、同項目区分内で重複する場合には、免責割合の高い基準を適用します。

重要事項の説明

次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

- ①損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- ②加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- ③正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込みが遅れた場合。
- ④被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- ⑤組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※詳細については、NOSAI熊本ホームページ内の農機具損害共済約款をご確認下さい。
※管理物件(リース契約など)に損害が発生し、加入者(管理者)に共済金支払いする場合、所有者の同意が必要となります。(2025.6)



農機具損害共済



毎日の暮らしを守りたい。もしもに備え農機具共済。



接触・衝突



物体の落下・飛来



異物の巻き込み



墜落・転覆

・こんなときに補償します!

- ◆他にも、盗難・き損、鳥獣害、自然災害(地震・噴火・津波を除く)、火災、落雷も補償対象です。
 - ◆さらに、修理工場までの運送料・出張修理時の旅費、引き上げ料も補償対象です。
- 注意：故障及び消耗部品にのみ発生した損害は支払われません。

・年間掛金は、100万円当たり6,000円から

※農機具の使用状況等により掛金が割増になる場合もあります。詳しくは次ページ以降を参照頂くか、NOSAI職員にご連絡の上、お尋ね下さい。

・新品購入額の補償で加入できます(新価補償)

※中古農機具の場合は、購入額または時価額のいずれか低い額が加入の限度となります。詳しくはNOSAI職員にお尋ね下さい。

新価補償のイメージ【新品購入価格が300万円の場合】



時価額が減っても、
新品購入額で補償!
手厚い補償が魅力!

まずはお見積りを!お近くのNOSAI職員がご説明に伺います。

■お問い合わせは、最寄りのNOSAIまで

熊本市支所	〒860-0066 熊本市西區城山下代3丁目4-1	TEL.096-329-5211 FAX.096-329-5103	南部出張所	〒869-1504 阿蘇郡南阿蘇村一関1267-1	TEL.0967-62-9144 FAX.0967-62-9840
植木出張所	〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238-1	TEL.096-273-1913 FAX.096-273-0840	上益城支所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見1258-1	TEL.096-282-6565 FAX.096-282-6589
宇城支所	〒869-0511 宇城市松橋町曲野828-1	TEL.0964-32-3511 FAX.0964-32-3519	山都出張所	〒861-3517 上益城郡山都町畑150	TEL.0967-72-4222 FAX.0967-72-4223
玉名支所	〒865-0005 玉名市玉名2157-32	TEL.0968-72-4181 FAX.0968-72-4176	八代・芦北支所	〒866-0893 八代市海士江町2893	TEL.0965-32-4111 FAX.0965-32-4110
鹿本支所	〒861-0382 山鹿市方保田3142-4	TEL.0968-43-2357 FAX.0968-43-2127	芦北出張所	〒869-5461 葦北郡芦北町芦北2058-6	TEL.0966-82-5577 FAX.0966-82-5557
菊池支所	〒869-1205 菊池市旭志川121993	TEL.0968-37-3000 FAX.0968-37-3149	球磨支所	〒868-0422 球磨郡あさぎり町上北1283	TEL.0966-45-0531 FAX.0966-45-3701
阿蘇支所	〒869-2307 阿蘇市小里751-9	TEL.0967-32-0347 FAX.0967-32-4656	下球磨出張所	〒868-0007 人吉市下青井町97	TEL.0966-22-5104
北部出張所	〒869-2501 阿蘇郡小国町宮原2233-1	TEL.0967-46-3488 FAX.0967-46-4333	天草支所	〒863-0033 天草市東町2-17	TEL.0969-22-5444 FAX.0969-22-3159

・加入できる農機具は

原動作業機等	乗用トラクター、耕運機
耕運整地及び耕土改良機械	ロータリー、すき、プラウ、ハロー、溝掘機、畦塗り機、鎮圧機
栽培管理用機械	マニユアスプレッター、ライムソウ(肥料散布機)、施肥播種機、田植機、い草移植機、野菜移植機
防除用機械	スピードスプレーヤ、動力噴霧器、ブームスプレーヤ
収穫調整用機械	稲麦刈取機(バインダー)、自脱型コンバイン、掘取機、茶管理機、タバコ管理機、ハーベスタ(米、い草用)、葉菜類収穫機、根菜類収穫機、普通型コンバイン、ホールクロップ(コンバインベアラ)
畜産用機械	ヘーテッダー・レーキ、ベールラッパー、ヘイ・モアコンディショナー(ロータリーモアも含む)、ロールベアラ(カッティング含む)、フォーレージハーベスタ、スキッドステアローダ、ロールカッタ
運搬用機械	運搬車、トレーラー、フロントローダ、フォークリフト

※製造後30年を過ぎた農機具はご加入できません。
※製造後20年を過ぎた農機具のご加入の際には、下記①～②の条件がございます。
①NOSAI職員による動作確認及び現状の写真撮影。 ②整備記録の提出(申込日から過去4年以内に販売店等により作成されたもの)。

・契約期間は1年、加入金額は20～2,000万円まで

・地震等担保特約について

地震もしくは噴火またはこれらによる津波の損害による場合、加入金額の50%を限度としてお支払いします。
(ただし、損害割合が5%以上となった場合に限ります)
※共済掛金は共済金額対万11.91円割増となります。
(掛金の払込を受け、加入申込書に記載された責任期間の開始日の午後4時からです)

・自動継続特約について

ご加入の農機具が、共済事故により全損した場合、加入金額の5%の見舞金を給付します。
(ただし、3万円を限度とする)

・無事故割引・有事故割増係数について

◎2年連続で共済金をお支払いする事故が無かった場合、等級は割引の方向へ移動します。
◎共済金をお支払いする事故『格納中(稼働していない場合)以外の事故』の回数に応じて、等級は割り増しの方向へ移動します。

基準掛金に、下記の係数を乗じたものが、掛金となります。

等級		割引・割増係数	対万掛金(円)
割増区分	1等級	2.646	158.76
	2等級	2.196	131.76
	3等級	1.561	93.66
	4等級	1.244	74.64
基本等級	5等級	1	60
割引区分	6等級	0.979	58.74
	7等級	0.953	57.18
	8等級	0.926	55.56
	9等級	0.9	54

※対万掛金(円)は、新品農機具を限度額いっぱいにご加入(地震等担保特約無)された場合の掛金です。

・共済金の支払い

事故が起こった際のお支払いできる共済金の額は、ご加入の際の加入金額や特約の有無などの加入内容と、事故の際の免責の有無などによって異なります。

・支払額の計算式はこのようになります。(地震等を除く)

※1

※2

共済金額(加入金額)

(損害額－免責額) ×

＝ 災害共済金

新調達価額(新品価格) × 約定割合

※1 共済事故に係る損害額は、材料費(部品単価については、全農の価格を基準に算出、技術料、その他修繕費の合計額とし、積算にあたっては、農機具修理業者の修理済証明書等を吟味し、算出します。
※2 通常すべき管理(整備など)及び操作、その他損害防止義務を怠った場合などは10%～100%までの免責基準【次頁掲載】が定められています。

・計算例

例) 新品購入価格300万の乗用トラクターで加入共済金額150万。
100万の損害を受け、免責割合20%の場合。

付保割合条件付き実損てん補特約を付けて、約定割合50%を選択した場合

付保割合条件付き実損てん補特約を付けない場合

(100万－20万) ×

150万

300万 × 50%

＝ 80万

(100万－20万) ×

150万

300万

＝ 40万

付保割合条件付き実損てん補特約を付けて、適切な約定割合を選択しないと
支払共済金が少なくなってしまいます!



約定割合の詳細は以下のとおりです。

やく じょう
・約定割合《付保割合条件付き実損てん補特約》について

ご加入の際、適格な約定割合を選択すると掛金は割増になりますが、事故の際の支払い割合を高めることができます。中古購入農機具は必ず付けて頂きます。また新品購入農機具で限度額いっぱいに加しているものはお勧めします。

約定割合と係数 ※30～100%の範囲で10%単位								
約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
対万掛金(円)	118.21	102.34	90.62	81.55	74.36	68.69	64.16	60.00

※対万掛金(円)は、一定の条件(地震等担保特約無し、等級5)で加入された場合の掛金です。

・消耗部品のみが発生した損害でお支払いできない一例

●オイルシール・パッキンの摩耗、焼損 ●ベルト類の切断、破損 ●クラッチディスクの摩耗、消耗

●タイヤのパンク、破損 ●フロウラーの切断、破損 ●ロータリー耕運爪の変形、摩耗

●コンバインの刈刃・受刃・カッター刃・掻き上げ爪の変形、摩耗 ●田植え機の植え付け爪の変形・摩耗

※その他整備点検等において交換をする必要があるものについては消耗品の一種とします。